

特定非営利活動法人埼玉県キャンプ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人埼玉県キャンプ協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 本法人は、人間と自然環境が良好な関係を保ちながら、すべての人がより人間らしい豊かな生活ができるようにするため、キャンプを含む野外活動を通して自然環境との調和、健康な生活、心のつながりを持った人間関係を育成していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① キャンプの正しい普及を図るためのキャンプ、講習会・その他の野外活動の開催
- ② キャンプ指導者の養成講習会・研修会・講演会の開催
- ③ 会報の発行
- ④ キャンプに関する調査・研究
- ⑤ 指導者、スタッフの派遣・キャンプ、その他の野外（自然）活動事業に関する相談・支援
- ⑥ 前各号に付帯する事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本法人の会員は、次の各号に掲げる通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、会の運営及び活動に参加するために入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人、法人又は団体
- (3) 指導者会員 公益社団法人日本キャンプ協会が認定した指導者で、本法人の目的に賛同して入会した個人
- (4) 名誉会員 本法人に功勞のあつた者で、総会の決議をもって推薦された者

(入会)

第7条 正会員・賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 指導者会員は、公益社団法人日本キャンプ協会が認定したインストラクター・ディレクター2級・ディレクター1級の資格を有する者で、会費の納入をもって入会申込及び入会手続きとする。

4 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

(会費)

第8条 正会員・賛助会員・指導者会員は、所定の方法により別に定める年会費を納めなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 継続して2年以上総会に参加しないとき（表決に必要な書面又は委任状を提出した場合を除く）
- (5) 除名されたとき

2 賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

3 指導者会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出、又は会費を滞納したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、總會出席正会員の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) 本法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。
- 3 理事及び監事は、總會において選任する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 会長は、本法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事又は常務理事は会長を補佐し、この法人の日常の業務を処理し、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第16条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において出席正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第18条 本法人の事務を処理するため、職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第4章 総会

(総会の種類)

第19条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務、報酬
- (6) 会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号に基づき監事が招集するとき

3 オンライン会議システムを用いた総会の開催については、第26条第4項の規定を準用することができる。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、会議の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会長が務めることとする。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

- 4 やむを得ない理由のために対面による総会が開催できない場合、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（実際上の会議と同等の環境が整備でき、発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されており、意思確認ができるものに限る）を用いた総会で表決することができる。
- 5 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（総会における書面表決等）

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法若しくはオンライン会議システムをもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（第26条第4項の規定により開催した総会にあってはその旨を付記すること。）
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者、電磁的方法もしくはオンライン会議システムによる表決者の場合にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条 理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき
- 2 オンライン会議システムを用いた理事会の開催については、第35条第3項の規定を準用することができる。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合には請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、理事会の日の少なくとも5日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事または正会員が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
- 3 やむを得ない理由のために対面による理事会が開催できない場合、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（実際上の会議と同等の環境が整備でき、発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されており、意思確認ができるものに限る）を用いた理事会で表決することができる。

(理事会における書面表決等)

第36条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法若しくはオンライン会議システムをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第1項及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（第35条第3項の規定により開催した理事会にあつてはその旨を付記すること。）
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者、電磁的方法もしくはオンライン会議システムによる表決者の場合にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された 議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、理事会の議決があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の議決があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

2 本法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第40条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の種類)

第41条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る会計のみとする。

(事業年度)

第42条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 本法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産は、公益社団法人日本キャンプ協会に帰属させるものとする。

る。

(合併)

第47条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第48条 本法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事	野澤 巖
〃	関根 正久
〃	沼田 伊久俊
〃	和田 智
〃	菊地 菊江
〃	塚原 孝治
〃	大浦 秀樹
〃	神谷 稔
〃	並木 朝美
〃	御菩薩池 好行
〃	前澤 克之
〃	島野 忠夫
〃	大久保 博也
〃	増谷 紘次
〃	岩切 信之

監 事	豊田 勝彦
〃	吉田 隆宏

3 本法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成16年度の通常総会までとする。

4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。

5 本法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成19年5月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年10月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年11月7日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。